

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和5年3月28日一部変更）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（令和7年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常に効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年3月に、翌年度に行う政策についての実施計画（事前分析表も含まれます。）を策定・公表（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行性を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

3. 「令和7年度実績評価書」の概要

(1) 目標

令和7年度は、「令和7年度政策評価実施計画」（令和7年3月策定）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）－定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1－1－1－A－1」：施策1－1－1（政策目標1－1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

（注3）各目標の「担当部局名」欄の第一番目に記載した課等が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当です。

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内

容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

ロ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和7年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標1-1～1-6の6目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標2-1

（注） 政策目標2-2～2-4の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和8年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標3-1～3-4の4目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標4-1及び4-2の2目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標5-1～5-3の3目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）

政策目標6-1～6-3の3目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標7-1～

11-1の5目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和7年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」、評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合には「×」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和7年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政（総合目標1）

我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることが目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するための基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

政策の基本目標（総合目標）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

財政・経済運営（総合目標6）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投資の対象として必要な事業を実施する機会の確保、デフォルトリスクの低減を推進し、クレジット機能の充実に努める
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

各政策分野の目標（政策目標）

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

| 「政策の目標」 | | テーマ 又は 施策 | 測定指標 | | | 関連する内閣の基本方針※ | | | |
|---------|-----|---|-----------|-----------|----|----------------|----------|----------|-----|
| | | | 定量的 指標 | 定性的 指標 | 合計 | 施政 方針 演説 | 財政 演説 | 骨太 方針 | その他 |
| 総合目標 | 1 | 我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。 | 1 | 1 | 2 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2 | コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。 | 1 | 0 | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。 | 4 | 0 | 4 | — | ○ | ○ | ○ |
| | 4 | 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 | 2 | 0 | 2 | — | — | ○ | ○ |
| | 5 | 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。 | 2 | 0 | 5 | — | — | ○ | ○ |
| | 6 | 総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。 | 1 | 0 | 2 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小 計 | | 11 | 1 | 15 | 16 | | | | |
| 政策目標 | 1-1 | 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 | 2 | 1 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 1-2 | 必要な歳入の確保 | 1 | 0 | 1 | ○ | ○ | — | ○ |
| | 1-3 | 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 | 4 | 0 | 4 | — | — | — | ○ |
| | 1-4 | 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 | 2 | 3 | 0 | — | — | — | — |
| | 1-5 | 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 | 1 | 0 | 1 | — | — | ○ | ○ |
| | 1-6 | 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 | 1 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| | 2-1 | 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 | 2 | 2 | 2 | 4 | ○ | ○ | ○ |

| 「政策の目標」 | | テーマ 又は 施策 | 測定指標 | | | 関連する内閣の基本方針※ | | | | |
|----------|---------------------------|---|-----------|-----------|-----|----------------|----------|----------|-----|---|
| | | | 定量的 指標 | 定性的 指標 | 合計 | 施政 方針 演説 | 財政 演説 | 骨太 方針 | その他 | |
| 政策 目標 | 3-1 | 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 | 5 | 4 | 6 | 10 | — | ○ | — | — |
| | 3-2 | 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 | 4 | 2 | 5 | 7 | — | ○ | ○ | ○ |
| | 3-3 | 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 | 4 | 8 | 10 | 18 | — | — | ○ | ○ |
| | 3-4 | 国庫金の効率的かつ正確な管理 | 3 | 3 | 0 | 3 | — | — | — | — |
| | 4-1 | 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 | 5 | 1 | 5 | 6 | — | — | — | — |
| | 4-2 | 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 | 2 | 0 | 4 | 4 | — | — | ○ | ○ |
| | 5-1 | 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 | 2 | 0 | 2 | 2 | — | — | — | ○ |
| | 5-2 | 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 | 2 | 0 | 2 | 2 | — | — | ○ | ○ |
| | 5-3 | 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 | 5 | 9 | 3 | 12 | — | — | ○ | ○ |
| | 6-1 | 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 | 5 | 6 | 6 | 12 | — | — | ○ | ○ |
| | 6-2 | 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 | 4 | 1 | 7 | 8 | — | — | ○ | ○ |
| | 6-3 | 日本企業の海外展開支援の推進 | 1 | 0 | 2 | 2 | — | — | ○ | ○ |
| | 7-1 | 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 | 2 | 0 | 3 | 3 | — | — | ○ | ○ |
| | 8-1 | 地震再保険事業の健全な運営 | 3 | 1 | 2 | 3 | — | — | ○ | — |
| | 9-1 | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 | 3 | 0 | 4 | 4 | ○ | — | ○ | ○ |
| | 10-1 | 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 | 2 | 0 | 2 | 2 | — | — | — | — |
| 11-1 | たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 | 2 | 3 | 4 | 7 | — | — | — | — | |
| 小 計 | | 67 | 45 | 80 | 125 | | | | | |
| 合 計 | | 78 | 46 | 95 | 141 | | | | | |

※ 施政方針演説(所信表明演説含む)：第221回国会(令和8年2月20日高市総理大臣)、第219回国会(令和7年10月24日高市総理大臣)
第217回国会(令和7年1月24日石破総理大臣)、第216回国会(令和6年11月29日石破総理大臣)
第214回国会(令和6年10月4日石破総理大臣)

財政演説：第221回国会(令和8年2月20日片山財務大臣)、第219回国会(令和7年10月24日片山財務大臣)
第217回国会(令和7年1月24日加藤財務大臣)、第216回国会(令和6年12月9日加藤財務大臣)

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)

その他：骨太方針以外の閣議決定等

「政策の目標」の評定結果一覧表

参考3

【総合目標】

| | | 評定 |
|---|-----------|----|
| 1 | 財政 | A |
| 2 | 税制 | A |
| 3 | 財務管理 | A |
| 4 | 通貨・金融システム | A |
| 5 | 世界経済 | A |
| 6 | 財政・経済運営 | A |

【政策目標】

| | | 評定 |
|------|--|----|
| 1-1 | 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 | B |
| 1-2 | 必要な歳入の確保 | A |
| 1-3 | 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 | S |
| 1-4 | 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 | S |
| 1-5 | 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 | A |
| 1-6 | 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 | S |
| 2-1 | 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 | S |
| 3-1 | 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 | S |
| 3-2 | 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 | S |
| 3-3 | 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 | S |
| 3-4 | 国庫金の効率的かつ正確な管理 | S |
| 4-1 | 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 | S |
| 4-2 | 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 | S |
| 5-1 | 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 | S |
| 5-2 | 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 | S |
| 5-3 | 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 | A |
| 6-1 | 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 | S |
| 6-2 | 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 | S |
| 6-3 | 日本企業の海外展開支援の推進 | S |
| 7-1 | 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 | A |
| 8-1 | 地震再保険事業の健全な運営 | S |
| 9-1 | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 | S |
| 10-1 | 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 | S |
| 11-1 | たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 | S |

「政策の目標」と関連する行政事業レビュー対象事業一覧表

| 「政策の目標」 | | 行政事業レビュー事業名（予算事業ID） |
|---------|---|--|
| 総 1 | 我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。 | |
| 総 2 | コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。 | |
| 総 3 | 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。 | |
| 総 4 | 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 | |
| 総 5 | 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。 | |
| 総 6 | 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確かなものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指す、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。 | |
| 政1-1 | 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 | ・ 財政制度等に関する調査（001419） ・ 旅費等実態調査（001420） |
| 政1-2 | 必要な歳入の確保 | |
| 政1-3 | 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 | |
| 政1-4 | 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 | |
| 政1-5 | 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 | |
| 政1-6 | 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 | |
| 政2-1 | 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 | ・ 諸外国の税制に関する調査（001358） |
| 政3-1 | 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 | |
| 政3-2 | 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 | |

| 「政策の目標」 | | 行政事業レビュー事業名（予算事業ID） |
|---------|---|---|
| 政3-3 | 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有財産台帳価格改定時価倍率調査（001369） ・公務員宿舎の建設等及び維持管理に必要な経費（001370） ・普通財産管理処分経費（001372） ・特定国有財産の整備（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）（001374） ・特定国有財産の整備（一般会計）（001407） |
| 政3-4 | 国庫金の効率的かつ正確な管理 | |
| 政4-1 | 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・通貨に関する調査・研究（001376） ・貨幣の製造に必要な経費（001377） |
| 政4-2 | 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 | |
| 政5-1 | 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 | |
| 政5-2 | 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界税関機構（WCO）アジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）に係る拠出（005636） ・国際刑事警察機構（ICPO）に係る拠出（021467） |
| 政5-3 | 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・取締機器等調査研究経費（001379） ・税関監視艇整備運航経費（001380） ・X線検査装置整備等経費（001381） ・大型X線検査装置整備等経費（001382） ・埠頭監視カメラ整備等経費（001383） ・麻薬探知犬整備等経費（001384） |
| 政6-1 | 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 | |
| 政6-2 | 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出（001385） ・アジア開発銀行日本奨学金制度（JSP）への拠出（001386） ・世界銀行開発政策・人材育成基金（PHRD）への拠出（001387） ・国際金融公社包括的日本信託基金（CJTF）への拠出（001389） ・多数国間投資保証機関（MIGA）基金への拠出（001390） ・米州開発銀行日本特別基金（JSF）への拠出（001391） ・アフリカ開発銀行開発政策・人材育成基金（PHRDG）への拠出（001392） ・アフリカ開発銀行（AfDB）マルチドナー基金への拠出（001393） ・欧州復興開発銀行日本・EBRD協力基金（JECF）への拠出（001394） ・国際通貨基金日本管理勘定 技術支援への拠出（001395） ・国際通貨基金日本管理勘定 奨学金制度への拠出（001396） ・東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局拠出金（001397） ・東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（AMRO）拠出金（001398） ・経済協力開発機構任意拠出金（金融・環境・開発分野）（001399） ・アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）への拠出（001400） ・経済協力開発機構（OECD）租税政策・税務行政センター等の行う税務関連事業に対する拠出（001401） ・アジア開発銀行国内資金動員信託基金への拠出（001402） ・関税協力理事会関税協力基金（CCF）への拠出（001403） ・関税協力理事会関税協力基金（CCF）模倣品・海賊版拡散防止への拠出（001404） ・独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資（001406） ・アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（001408） ・米州投資公社出資金（005638） ・国際刑事警察機構（ICPO）技術支援への拠出（021600） |
| 政6-3 | 日本企業の海外展開支援の推進 | |
| 政7-1 | 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（001409） ・危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（001410） ・国民一般向け業務（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金）（001413） |
| 政8-1 | 地震再保険事業の健全な運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震再保険事業（001411） |
| 政9-1 | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合連合会等助成費（001412） |
| 政10-1 | 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 | |
| 政11-1 | たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 | |

（注）本表記載の事業以外に、「政策の目標」のいずれにも関連しない行政事業レビュー対象事業があります。

東日本大震災等への対応（概要） —令和7年度における主な取組状況—

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和7年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

復興財源については、令和8年度以降も引き続き、復興を推進していくため、復興財源確保法を改正し、財源確保の対象期間や復興債の発行期間等を延長しました。

また、令和8年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第3期復興・創生期間の初年度において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上しました【政策目標1-1（施策1-1-1）】。

被災自治体等の事務負担軽減を推進し、令和6年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました【政策目標1-3（施策1-3-2）】。

2. 国有財産

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました【政策目標3-3（施策3-3-3）】。

3. 政策金融

東日本大震災や令和6年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を以下のとおり確保しました。

- ①東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施。
- ②令和6年能登半島地震については、「令和6年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化。

上記の施策を講じた結果、令和7年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が1億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が710億円になるとともに、「令和6年能登半島地震特別貸付」の実績が36億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証4号」等に係る保険引受額が336億円になりました【政策目標7-1（施策7-1-1）】。

4. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和8年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和7年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など253件のソリューション提供が行われました【政策目標4-2（施策4-2-2）】。

(2) たばこ・塩事業

令和6年能登半島地震によって被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。【政策目標11-1（施策11-1-2）】。

デジタル化への取組 —令和7年度における主な取組—

財務省は、行政のデジタル化の推進への対応として、令和7年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、大学等において多数の説明会（オンライン形式も含む）を実施し、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標1-1（施策1-1-2）】。

国の財務書類の作成・公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説した資料（国の財務書類のポイント及び「国の財務書類」からみる財政）を作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました【政策目標1-6（施策1-6-1）】。

2. 税制

令和7年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和6年度税制改正に続いて解説動画も作成し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました【政策目標2-1（施策2-1-1）】。

将来世代の担い手である若年層の税制への関心を高め、税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「みんなの暮らしを守る！「税金」と「防災」の関係について調べよう」のコンテンツを作成しました。

国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和7年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。

税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。

なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Xでも積極的に発信しました【政策目標2-1（施策2-1-2）】。

3. 国債

海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様なニーズを持つ投資家が国債市場に参加することは、国債の売買がいずれか一方に偏ることを防ぎ、市場を安定させる効果があること、また、海外投資家の中には中央銀行、年金積立金の運用機関、生命保険会社等、国債の安定的な保有を見込むことができる投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャンネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、継続的な投資や長期安定的な保有が見込める投資家を重視する観点から、オンライン形式も併用しつつ、基本的には対面での個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握、及び情報提供を行いました【政策目標 3-1（施策 3-1-3）】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる 5 G 基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5 G 基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者による BOX 型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました【政策目標 3-3（施策 3-3-1）】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標 3-3（施策 3-3-3）】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDC について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDC に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、令和 6 年の中間整理に続き、第 2 次中間整理を行いました。その後、連絡会議の下に設置している「幹事会」において幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行い、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました【総合目標 4（テーマ 4-2）】。

6. 貿易

「総合的な TPP 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 TPP 等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPA に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に関しては、日タイ EPA についても令和 7 年 6 月（日本からの輸出は令和 7 年 11 月）から運用を実施しております。また、ASEAN については、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標 5-2（施策 5-2-1）】。

途上国の税関行政近代化への取組については、令和 7 年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85 件の研修及びセミナーを実施しました【政策目標 5-2（施策 5-2-2）】。

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIで解析し、業務支援として活用しました【政策目標5-3（施策5-3-1）】。

税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。また、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5-3（施策5-3-3）】。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標5-3（施策5-3-5）】。

8. 国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関当局に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました【政策目標6-2（施策6-2-4）】。

9. 地震再保険

財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました【政策目標8-1（施策8-1-2）】。

10. 共済手続き

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用する方針のもと、当初予定をしていた共済手続の標準化等の取組のほか、

- ・申請届出に係るシステムの導入の検討が進んでいない共済組合に対して当該サービスの翌年度からの導入のための関係各所との調整等を行ったこと
- ・20 共済組合を集めた共済手続のデジタル完結に関する意見交換会を開催してデジタル完結のボトルネックとなる点の抽出を図り解決策・処理案を提示したこと
- ・上記意見交換会の実施に伴い、共済事務方に係る関係者間でパイプをつなぎデジタル完結に向けた意思疎通を行いやすくしたこと

など、共済手続のデジタル完結へ向けた様々な取組を行いました【政策目標9-1（施策9-1-2）】。

